令和３年10月31日執行

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

１　あらまし …… **1**

２　事務執行日程 …… **2**

３　投票区及び開票区 …… **6**

(1) 投票所等にあてた施設の内訳 …… 6

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地 …… 6

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地 …… 12

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地 …… 13

４　選挙人名簿等登録者数 …… **14**

(1) 被登録資格の決定の基準となる日 …… 14

(2) 登録の日 …… 14

５　選挙長及び開票管理者 …… **15**

(1) 選挙長及び同職務代理者 …… 15

(2) 開票管理者及び同職務代理者 …… 15

６　選挙事務関係者 …… **16**

(1) 投票事務関係者 …… 16

(2) 開票事務関係者 …… 16

７　選挙啓発事業 …… **17**

投票風景

開票風景

ポスター掲示場

7
5
1
8
6
令和3年10月31日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
広島県第一区ポスター掲示場
62
日本共産党
犬西
有田ゆうこ
岸田文雄
注意事項

7
5
3
8
6
4
令和3年10月31日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
広島県第二区ポスター掲示場
1
平口ひろし
大井赤亥
注意事項
最高裁判所裁判官国民審査

9
7
10
8
4
令和3年10月31日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
広島県第三区ポスター掲示場
565
斉藤てつお
犬山宏
せぎ
注意事項

9
7
5
10
8
6
令和3年10月31日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
広島県第四区ポスター掲示場
90
中川
空本
上野
新谷
注意事項

１　あらまし

令和３年10月４日に岸田文雄氏が内閣総理大臣に就任し、同月14日に衆議院の解散、同月19日に公示及び同月31日に総選挙を行うことを表明した。

その後、衆議院が解散され、第49回衆議院議員総選挙が行われた。

選挙すべき議員の数は、小選挙区289人及び比例代表176人（11選挙区（ブロック））で合わせて465人であった。

立候補者は、小選挙区選挙では857人、比例代表選挙では817人（うち623人は重複立候補者）の届出があった。

小選挙区の投票率は全国で55.93％となり前回（平成29年10月22日執行）の53.68％を2.25ポイント、比例代表選挙の投票率は全国で55.92％となり前回の53.68％を2.24ポイント、それぞれ上回った。

広島市の関係では、小選挙区選挙における広島県第一区に４人、広島県第二区に２人、広島県第三区に６人、広島県第四区に４人が立候補した。

開票の結果、第一区は岸田文雄候補（自由民主党）133,704票、有田ゆうこ候補（社会民主党）15,904票、大西オサム候補（日本共産党）14,508票、カミデ圭一候補（無所属）1,630票となり、岸田文雄候補が当選した。

第二区は平口ひろし候補（自由民主党）133,126票、大井赤亥候補（立憲民主党）70,939票となり、平口ひろし候補が当選した。

第三区は斉藤てつお候補（公明党）97,844票、ライアン真由美候補（立憲民主党）53,143票、せぎひろちか候補（日本維新の会）18,088票、大山宏候補（無所属）3,559票、矢島秀平候補（NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で）2,789票、玉田のりたか候補（無所属）2,251票となり、斉藤てつお候補が当選した。

第四区は新谷まさよし候補（自由民主党）78,253票、上野かんじ候補（立憲民主党）33,681票、空本せいき候補（日本維新の会）28,966票、中川俊直候補（無所属）21,112票となり、新谷まさよし候補が当選した。

広島市での小選挙区選挙の投票率は50.18％となり前回の47.45％を2.73ポイント、比例代表選挙の投票率は50.17％となり前回の47.45％を2.72ポイント上回った。

最高裁判所裁判官国民審査は、前回総選挙以降に任命された１１人の最高裁判所裁判官について実施された。

最高裁判所裁判官国民審査の投票率は全国で55.69％となり、前回の53.34％を2.35ポイント上回った。

広島市での投票率は49.89％となり、前回の47.11％を2.78ポイント上回った。

また、公職選挙法の改正により、今回の総選挙から特例郵便等投票制度が創設され、新型コロナウイルス感染症（COVID－19）患者が自宅等で投票できるようになった。

なお、当該選挙における、特例郵便等投票の実績は無かった。

そのほか、JR広島駅南口地下広場に全行政区の期日前投票所を開設した。区役所や出張所の庁舎以外へのはじめての開設となり、小選挙区選挙では8,875人、比例代表では8,877人、最高裁判所裁判官国民審査では8,850人が投票した。

2　事務執行日程

月 日	曜日	期日前・後	公示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備　考
				事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	
				・ 選挙執行計画の決定 臨時啓発事業計画の策定及び実施 投票・開票事務取扱要領の検討 選挙公報・審査公報配布実施計画の決定 区選管等との打合せ 町名・投票区・投票所名の確認依頼：区選管へ 選挙事務従事者数の照会：区選管へ 期日前投票管理者の依頼：各局等庶務担当課へ 選挙事務従事者数の割当人数通知 従事者名簿の提出依頼:各局等庶務担当課へ 選挙のお知らせ発行準備 ポスター掲示場設置等業務契約準備		・ 選挙執行計画及び事務分担の決定 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 開票管理者及び同職務代理者の内定投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 個人演説会等施設及び不在者投票施設の確認(新規指定・変更等) 選挙事務従事者数の回答:市選管へ 投票・開票事務従事者の選定 選挙人名簿選挙時登録の準備 ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 在外投票用紙等の請求・受領 在外投票・郵便等投票の準備 投票箱等投票・開票器材の配送計画 区役所懸垂幕・のぼり掲示場所の確認		投票用紙《小選挙区》 水色用紙 黒色インク《比例代表》 ピンク色用紙 黒色インク《国民審査》 うぐいす色用紙 黒色インク
07月23日	金	-100	-88	後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始 (任期満了の日前90日から選挙期日まで)	法199の5			※ 任期満了日 10月21日
08月17日	火	-75	-63			・ 在外投票用紙等受領		・ 在外投票分投票用紙等発送 (県選管)
08月22日	日	-70	-58			・ 在外投票(郵便等投票)の投票用紙等の郵送による事前交付開始(任期満了日前60日に当たる日又は衆議院解散の日のいずれか早い日)	法49の2②、令65の11②、在規23	
08月27日	金	-65	-53					△ 市区町村事務打合せ会 9:30 web会議
09月01日	水	-60	-48	● 委員会開催 15:30 選挙管理委員室		● 委員会開催		・ 定時登録
09月07日	火	-54	-42					・ 投票用紙印刷《小選挙区》(県選管)
09月08日	水	-53	-41					・ 投票用紙印刷《比例代表》(県選管)
09月09日	木	-52	-40					
09月10日	金	-51	-39	・ 予算の令達		・ 投票用紙受領 《小選挙区・比例代表》		・ 投票用紙発送《小選挙区・比例代表》(県選管)
09月11日	土	-50	-38					
09月12日	日	-49	-37					
09月13日	月	-48	-36					
09月14日	火	-47	-35					・ 投票用紙印刷《国民審査》(県選管)
09月15日	水	-46	-34					
09月16日	木	-45	-33					
09月17日	金	-44	-32			・ 投票用紙受領 《国民審査》		・ 投票用紙発送《国民審査》(県選管)
09月18日	土	-43	-31					
09月19日	日	-42	-30					
09月20日	月	-41	-29					
09月21日	火	-40	-28					
09月22日	水	-39	-27					
09月23日	木	-38	-26					
09月24日	金	-37	-25					
09月25日	土	-36	-24					
09月26日	日	-35	-23					
09月27日	月	-34	-22					
09月28日	火	-33	-21					
09月29日	水	-32	-20					
09月30日	木	-31	-19					
10月01日	金	-30	-18					
10月02日	土	-29	-17					
10月03日	日	-28	-16					
10月04日	月	-27	-15					
10月05日	火	-26	-14	・ 任命権者から期日前投票管理者の名簿の受領 ・ 任命権者から従事者名簿を受領				
10月06日	水	-25	-13	・ 電算データ現在日 ・ 従事者名簿を各区選管へ送付 ・ 期日前投票管理者の名簿を区選管へ送付		■ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限 ・ 市選管から従事者名簿を受領 ・ 市選管から期日前投票管理者の名簿の受領	令17、市事12の2	・
10月07日	木	-24	-12	・ 名簿登録処理 ・ 大量帳票作成用データ調製期限		・ 選挙人名簿登録の移替延期開始（選挙期日まで） ・ 名簿登録処理（確認） ・ 期日前投票従事者名簿を市選管へ提出	令17	
10月08日	金	-23	-11	・ 大量帳票作成用データの業者引渡し				
10月09日	土	-22	-10					・ 立候補予定者説明会(県選管)

月 日	曜日	期日前・後	公示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備　考
				事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	
								・ 政党との事務打合せ会(県選管)
10月10日	日	−21	−9					
10月11日	月	−20	−8	・ 各任命権者への期日前投票事務従事の承認依頼				
10月12日	火	−19	−7					
10月13日	水	−18	−6					
10月14日	木	−17	−5	・ 各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼(当日)				
10月15日	金	−16	−4			・ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示場設置完了(業者)		△ 投・開票速報リハーサル（第1回）
10月16日	土	−15	−3			・ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示場設置検収(10月17日まで) ・ 選挙人名簿抄本等を受領・点検 ・ 選挙のお知らせを受領・点検		
10月17日	日	−14	−2					
10月18日	月	−13	−1	・ 選挙人名簿登録者数：報告受理 ・ 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) ● 委員会開催 15:30 選挙管理委員室 ■ 選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 ・ 期日前投票周知用立看板設置(区役所、出張所) ・ 啓発看板等の設置	市事18 事83 地自法74,75,76,80,81,86、地教法8、合併特例法4,5	・ 選挙人名簿登録基準日・登録日 ・ 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告(在外選挙人名簿を含む) ● 委員会開催 ・ 不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始(登録地以外の国内の市町村における在外投票含む) ■ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示場の設置場所の告示 ・ 選挙のお知らせ郵便局へ搬入	法22 令22,23の16、事12,83、市事18,18の9 令53,59の4,65の13、市事47の2 法144の2 令31、市事25	
10月19日	火	−12	0	衆議院議員総選挙の公示日・最高裁判所裁判官国民審査の告示日				
				・ 選挙啓発活動の開始 ・ 屋外広告幕の掲出 ・ 市広報ﾂｲｯﾀｰ・ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸでの広報開始 ・ 選挙事務所設置(異動)報告受理 ・ 区選管から掲載順序の報告受理(小選挙区) ・ 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表)	 市事87 	■ 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の選任告示 ■ 投票所及び期日前投票所の告示 ■ 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■ 開票の場所及び日時の告示 ■ 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■ 不在者投票の投票記載場所の告示 ■ 在外投票を行う期日前投票所の告示 ■ 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示 ・ 開票立会人届出受理開始 ・ 選挙事務所設置(異動)届出受理開始・同報告(市選管へ) ・ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示場掲示開始 ・ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示の便宜供与 ・ 公営施設使用の個人演説会等開催申出受理開始 ・ 選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 ・ 在外選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 ・ 選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) ・ 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ候補者の氏名等の通知 ・ 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ審査に付される最高裁判所裁判官の氏名・任命年月日等の通知 ・ 期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 ・ 投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 ・ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ《小選挙区》 17:20 ・ 掲載順序の結果：市選管へ報告 ・ 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表) ・ 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ(在外投票分を含む) ・ 選挙周知用懸垂幕・のぼり：区役所掲出	法37、令25,49の7、事16、市事20,45の4 法41,48の2、市事24,45の4 法40、市事23 法175、運56、市事156 法61、令68、事46、市事51 法64 法62、市事52 事33、市事46 令65の13④ 審法52、審令19、審規7、市事196 法62、市事53 法130、令108、事2、市事87 法144の2 令111の2 法163、令112、運35 法24 法30の8 法28の2、28の3 令92 審法5の2、審令3 法38,48の2、令27,49の7、市事21 法40、事18、市事23 法175③、運56 令32,49の7、市事26,45の4 令28,49の7,65の13 ・ 選挙周知用懸垂幕・のぼり：区役所掲出	・ 立候補届出 ・ 投票記載所に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじ《比例代表》（県選管）
10月20日	水	−11	1	・ 投・開票事務従事者(確定)：区選管から受領		・ 期日前投票及び不在者投票開始 区役所・出張所　8:30～20:00 ・ 期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等、名簿届出政党等の名称等を掲示 ・ 最高裁判所裁判官の氏名等の投票所入口(ポスター掲示場)への掲示開始 ・ 投・開票事務従事者(確定)：市選管へ送付	法48の2,49、令50～、審令13 法175②、令125の4 審令19	

月日	曜日	期日前・後	公示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備考
				事項	根拠法令	事項	根拠法令	
10月21日	木	−10	2			・ 公営施設使用の個人演説会等開始 △ 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 13:30 中区 15:00 西区、安佐北区、安芸区	法161,163、令112	
10月22日	金	−9	3			△ 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 東区、佐伯区		
10月23日	土	−8	4					・ 選挙公報・審査公報印刷（県選管）
10月24日	日	−7	5	・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) 9:00～17:00				・ 選挙公報・審査公報印刷（県選管）
10月25日	月	−6	6	・ 選挙公報・審査公報：県選管から受領		・ 選挙公報・審査公報：県選管から受領 △ 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 南区、安佐南区		・ 選挙公報・審査公報発送(県選管)
10月26日	火	−5	7			・ 投票立会人選任内申期限 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※繁華街で啓発物資を配布（中区） △ 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 南区、佐伯区	市事21	△ 投・開票速報リハーサル（第2回）
10月27日	水	−4	8	・ 選挙公報・審査公報：新聞折込みにより配布（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）		● 委員会開催(投票立会人選任) ・ 重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票、在外投票(郵便等投票)の投票用紙等の請求期限 ・ 特定患者等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・ 選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m以内にあるもの) △ 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 東区、安佐北区、安芸区 15:30 西区	令59の4,65の11① 特3、特令1 法132	
10月28日	木	−3	9	・ 庁外期日前投票所設置 (広島駅南口地下広場 10月30日まで) ・ (小選挙区補充立候補の場合) 区選管から掲載順序の報告受理		・ 投票立会人の選任：本人及び投票管理者への通知期限 △ 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 16:00 安佐南区 ・ 開票立会人届出期限 ・ 開票立会人を定めるくじ （小選挙区 17:50） （比例代表 18:00） ・ 開票立会人が3人に満たない場合の補充選任：本人及び開票管理者への通知 ・ 公営施設使用の個人演説会等開催申出受理最終日 ・ (小選挙区補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 18:10 （掲載順序の結果を市選管へ報告）	法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62 法62、令70の2、市事 法163 法175③、運56	・ 《小選挙区》補充立候補届出期限
10月29日	金	−2	10	・ 投票所周知用看板設置		・ 選挙公報・審査公報：配布期限 ・ 投票所器材送致 △ 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 16:00 中区	法170、審令28	
10月30日	土	−1	11	選挙運動最終日		・ 期日前投票・不在者投票(在外投票)最終日 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※各区(中区除く)繁華街で啓発物資配布 ・ 投票所設営 ・ 開票所設営 ・ 当日有権者予定者数：市選管へ速報 ・ 投票記載所に掲示する候補者・名簿届出政党等の氏名表等：投票管理者へ引継ぎ ・ 期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ ・ 在外選挙人名簿の抄本を指定在外選挙投票区投票管理者へ引継ぎ	法48の2①,49、令50 令32、事23、市事26 法175 法55,48の2⑤、令49の令28 令65の13	
10月31日	日	−0	12	・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) 9:00～19:00		衆議院議員総選挙選挙期日・最高裁判所裁判官国民審査投票期日 ● 委員会開催 （投票） ・ 投票状況：速報受理(1時間毎及び結果) ・ 投票状況：県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果) ・ 投票時間 7:00～20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南区 似島 6:00～18:00 金輪 7:00～18:00 佐伯区 第二十一 7:00～18:00 上多田 7:00～18:00 ・ 投票区数 広島市計276区	事52、市事43 法40	

月 日	曜日	期日前・後	公示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備　考
				事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	
						中 区　23区　東 区　21区 南 区　33区　西 区　37区 安佐南区 40区　安佐北区 60区 安芸区　18区　佐伯区　44区 ・ 投票記載所へ候補者･名簿届出政党等の氏名表等掲示 ・ 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令	法175,運56 法134	
						・ 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 ・ 在外投票及び同調書を指定在外選挙投票区の投票管理者へ送致 ・ 期日前投票を開票管理者へ送致	令60,61 令65の7,65の12,65の13,60,65の19,61 法55,48の2⑤	
					（開　　票）			
				● 委員会開催 21:00 選挙管理委員室 ・ 開票状況：速報受理（22:00から30分毎及び結果）		・ 開票立会人を定めるくじ （小選挙区 20:30） ・ 投票箱等（投票所及び期日前投票所）送致物受付 ・ 開票開始時刻 21:20 ・ 開票状況（22:00から30分毎及び結果）速報：県選管･市選管へ ・ 開票所 中 区　広島市立広島みらい創生高等学校 東 区　広島市立二葉中学校 南 区　広島市立広島工業高校 西 区　広島市立中広中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区　広島市立広島中等教育学校 安芸区　広島市立矢野中学校 佐伯区　広島市立五日市中学校	法55,48の2⑤ 法64 法66,市事62 法63	
11月01日	月	1	13	・ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示場撤去開始 ・ 啓発看板等の撤去開始 ・ 礼状発送		・ 選挙結果の記録整理 ・ 選挙結果：県選管･市選管へ報告（開票録写し･結果報告書） ・ 投票所･開票所器材撤収及び整理 ・ 礼状発送	事77	・ 結果報告書検収
11月02日	火	2	14					・ 選挙会《小選挙区》 選挙分会《比例代表》 審査分会《国民審査》
11月03日	水	3	15			・ 公営ﾎﾟｽﾀｰ掲示場撤去に伴う検収 ・ 時間外勤務実施報告書等を市選管へ提出		
11月04日	木	4	16					
11月05日	金	5	17	・ 時間外勤務実施報告書等を各局等へ配布				・ 選挙会《比例代表》
11月06日	土	6	18					
11月07日	日	7	19					
11月08日	月	8	20					
11月09日	火	9	21					
11月10日	水	10	22					
11月11日	木	11	23					
11月12日	金	12	24					
11月13日	土	13	25					
11月14日	日	14	26					
11月15日	月	15	27					・ 選挙運動費用収支報告書提出期限（法189）
11月16日	火	16	28					
11月17日	水	17	29					
11月18日	木	18	30					
11月19日	金	19	31					
11月20日	土	20	32					
11月21日	日	21	33					
11月22日	月	22	34					
11月23日	火	23	35					
11月24日	水	24	36					
11月25日	木	25	37					
11月26日	金	26	38					
11月27日	土	27	39					
11月28日	日	28	40					
11月29日	月	29	41					
11月30日	火	30	42					・ 選挙争訟提起期限（法204）
12月01日	水	31	43					
12月02日	木	32	44					・ 当選争訟提起期限（法208）

凡　例
法 ＝ 公職選挙法　令 ＝ 公職選挙法施行令　在規 ＝ 在外選挙執行規則
事 ＝ 公職選挙事務取扱規程　運 ＝公職選挙法による選挙運動等に関する規程
市事 ＝ 広島市公職選挙事務取扱規程　地自法 ＝ 地方自治法　地教法 ＝ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
合併特例法 ＝ 市町村の合併の特例に関する法律
審法 ＝ 最高裁判所裁判官国民審査法　審令 ＝ 最高裁判所裁判官国民審査法施行令　審規 ＝ 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程
特法 ＝ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律
特令 ＝ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令

３　投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は276、開票区は８である。
投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区　名	投票区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の内訳	
		学　校	うち、幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所等	市関係建　物	その他	区役所等	その他建　物
中	23	20	3	－	－	2	－	－	1	1	1
東	21	10	1	－	3	3	1	3	－	2	1
南	33	15	3	3	1	10	－	4	－	1	1
西	37	16	－	1	3	16	－	1	－	1	1
安佐南	40	21	－	－	3	14	2	－	－	4	1
安佐北	60	14	－	－	1	40	3	1	1	3	2
安　芸	18	5	－	3	2	4	1	2	1	4	1
佐　伯	44	10	－	5	9	17	1	2	－	2	1
市　計	276	111	7	12	22	106	8	13	3	18	9

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

〔中区〕　　★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	上野学園ホール	広島市中区白島北町１９番１号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町２６番３号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町２０番３号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町３番１０号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地７番９号
袋町	袋町小学校１階玄関ホール	広島市中区袋町６番３６号
★大手	広島みらい創生高等学校武道場	広島市中区大手町四丁目４番４号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町８番４９号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目１番４１号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目１番３４号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目１０番８号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町１０番８号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目４番６０号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目２番７号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目１４番１２号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町２番８号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目５番３９号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町１番３６号
舟入東	舟入高等学校北棟１階	広島市中区舟入南一丁目４番４号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目９番４８号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目１番１３号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目２番５３等
江波第三	栄光こども園ホール	広島市中区江波西二丁目３２番１号
投票区数	23	

〔東区〕　　★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目８番８号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目１番１８号
上温品	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目２４番１号
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目５６５番地４
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目１番２号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目４１５２番地１
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目１番１号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目８番１号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目４番２２号
戸坂第四	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目１番１号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町１１番２号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目５番３９号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目７番３４号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目１４番４５号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目３番３１号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目１９番１号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目７番２２号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町１０番２５号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町２１番１０号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目１５番８号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目１０番６７号
投票区数	21	

〔南区〕　　★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目７番２７号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目９番３１号
青崎	青崎保育園	広島市南区向洋本町１番２２号
向洋	向洋大原会館	広島市南区向洋大原町５番２７号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目６番１号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目１３番２２号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目３番１６号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目５番３号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区的場町二丁目４番１９号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町１２番６０号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町２８番２８号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目９番２６号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目５番１２号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町５番１６号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目８番１号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目１５番３２号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目３番１号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目１５番１号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校１階教室	広島市南区翠一丁目１番１号
仁保	仁保公民館	広島市南区仁保新町一丁目８番６号
黄金山	北大河公園仮設投票所(黄金山集会所の南隣)	広島市南区北大河町３１番
大河	大河保育園	広島市南区北大河町１５番１６号
渕崎	柞木会館（柞木公園内）	広島市南区仁保三丁目２番８号
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町５番７号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目６番５４号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目５番１１号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目１１番８号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目１番５１号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所（宇品集会所の東隣）	広島市南区宇品御幸二丁目６番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町１３番１８号
出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目３２番１号

似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下７５２番地７４
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島３８１番地９
投票区数	33	

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目１０番３号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目１３番２１号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目２５番１８号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目９番２５号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目１番１号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目１６番２５号
中広	中広中学校生徒会室（旧電気室）	広島市西区中広町三丁目１番４１号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町１番２７号
福島	西地域交流センター	広島市西区福島町一丁目１９番１２号
観音	観音公民館	広島市西区観音本町二丁目１番７７号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目４番６号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目５番４５号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目８番４０号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目１９番２８号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目３番４号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目１番１号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目１４番５号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目４６番５号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目４５５番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目３５番１号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目２６番１１号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目１４番１号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目３番１５号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目１２番４８号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町１番１７号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目１６番１号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町１９番１５号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目２１番１号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目１２番１号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町３６番２号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目２０番２１号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目６番１２号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目１３番１号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目５番１号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目１番３号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目１４番８号
井口第三	市営井口住宅東棟集会室	広島市西区井口三丁目４番１号
投票区数	37	

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目４０番１号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町２７２番地１
八木第二	城山北中学校武道場	広島市安佐南区八木五丁目３４番１号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目３番９号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目２９番２５号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目３１番１号
安古市第一	東野小学校体育館	広島市安佐南区東野一丁目７番１号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目４番１８号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目２１番１号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目２４番８号
安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目７番２５－６号

安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目２８番１号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目３番１９号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目７番５６号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目１８番１号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目３０番１号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目２１番５２号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目１番１号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目２２番２号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目４番１４号
安古市第十五	弘億団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目２６番２７号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目２７番３号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目４８番７号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目１番２７号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目１３番１号
祇園第四	長束西集会所	広島市安佐南区長束西三丁目２番３号
祇園第五	長束小学校体育館	広島市安佐南区長束四丁目１５番１号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目１９番２３号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目２９番６号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目８番１号
祇園第九	春日野小学校体育館	広島市安佐南区山本新町二丁目１８番１号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸２６９番地３
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山１３９３番地１
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸１４１６番地１
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区伴西五丁目１１２６番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区伴中央二丁目５番８０号
沼田第六	伴東小学校体育館	広島市安佐南区伴東七丁目１１番１号
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区大塚西一丁目２６番６号
沼田第八	沼田合同庁舎	広島市安佐南区伴東七丁目６４番８号
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目１番１号
投票区数	40	

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路２８７７番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路５５１１番地６
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原４４４２番地２
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地４
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川６３６４番地１
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田９０６３番地３
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田２２１８番地１
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田５８２６番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町３１４４番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町７５４番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町７８９番地１
深川第一	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目１３番７号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目２４番１０号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目２番１号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目１番１号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目１３番１号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目２７番２号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目１３番１号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目４１番２６号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目１３番１号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目１番１号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目１９番１０号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目７番２号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目２１番２３号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町２５８４番地２
大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目１４番１号

三入第一	三入公民館２階研修室２	広島市安佐北区三入五丁目１５番９号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原１４８０番地１
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目３０番２０号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原３８８番地１
綾ケ谷第一	東綾ケ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷５２７番地５
綾ケ谷第二	綾西集会所（綾西会館）	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷１８５９番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木２５４５番地１
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木５２１番地１
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目２１番１１号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目４番６号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目４２番１１号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目２番１号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目１９番２２号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目９番１号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目１番２号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目１番３９号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目２５番３号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台５５番地１
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲４４９２番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地８０５８番地１
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山１４１１番地５
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木７６１番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野７３番地１
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬４５９番地３
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内４５７９番地３
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内１２１７番地２
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内６０８０番地２
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張７６０番地３
安佐第十三	鈴張集会所１階ﾎｰﾙ(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張２０２５番地１
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張４０５８番地３
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室１２８０番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室１５４４番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室３０５２番地１
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目１２番１号
投票区数	60	

〔安芸区〕　　★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目３０番１４号
中野第一	安芸区スポーツセンター	広島市安芸区中野東二丁目３番１号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目２０番９号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目１１番１号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目４番１９号
上瀬野	瀬野学区集会所	広島市安芸区上瀬野二丁目１６番１２号
みどり坂	みどり坂小学校体育館	広島市安芸区瀬野西一丁目３８番１号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町６１６６番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町５４６０番地１
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目２２番１１号
★船越南	北鴻治集会所（北鴻治会館）	広島市安芸区船越南三丁目２５番３１号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目４１番９号
矢野第一	矢野小学校体育館	広島市安芸区矢野西六丁目１１番１号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目２４番２号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目９番２号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目１１番１２号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町７４０番地３
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目１７番１号
投票区数	18	

〔佐伯区〕　　★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園１３番１号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目１番１号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目６番５号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑１１番１４号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目４番１号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目１２番１号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目８番３２号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目１番９号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目２番１４号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目１０番１号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目８８番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目８番４３号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目２番１号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目１８番３号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目１０番１号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内９４０番地２
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内３２８９番地１
第十九	五月が丘中学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目２３番１号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内５３７番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内１２１７番地１
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目１番３号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目１９番２号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目２番１３号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目６番１号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目３番１号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目２７番７号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目２０番１８号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目２１番６号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目２１番３０号
第三十一	石内北小学校体育館	広島市佐伯区石内北三丁目２３番１号
葛原	土井集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原９０４番地５
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂９６６番地１
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂２７９８番地６
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷１３番地１
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷１８７４番地５
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台２６番１３号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田５２３番地１
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田２７１２番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲１８０４番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢４２２番地１
和田	広島市湯来福祉会館	広島市佐伯区湯来町大字和田３３３番地
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷２５０１番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下１２４１番地
投票区数	44	

（注）　選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区　名	投　票　区　名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐　伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：令和３年10月20日から令和３年10月30日まで

※　広島駅南口地下広場期日前投票所の開設期間は各区ともに令和３年10月28日から令和３年10月30日まで

●は在外選挙人が期日前投票・不在者投票を行う施設

区　名	期日前投票所等施設名	所在地
中	●中区役所３階第６会議室	広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
東	●東区役所３階第４・第５会議室	広島市東区東蟹屋町９番３８号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目１番１８号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
南	●南区役所４階４－１、４－２、４－３会議室	広島市南区皆実町一丁目５番４４号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
西	●西区役所２階第１会議室	広島市西区福島町二丁目２番１号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
安佐南	●安佐南区役所１階第２会議室	広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目２９番２８号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目４８番７号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区伴東七丁目６４番８号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
安佐北	●安佐北区役所１階第１会議室	広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目１３番７号
	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室３０５２番地の１
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
安　芸	●安芸区役所３階第１会議室	広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目２０番９号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町６２５７番地の２
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目７番１８号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先
佐　伯	●佐伯区役所３階３０２会議室	広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田１６６番地
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町９番地先

（注）　期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。なお、これ以外の日時・時刻に開設した期日前投票所は次のとおり。

区　名	期日前投票所等施設名	開　　設　　日	投票時間
中	広島駅南口地下広場	令和3年10月28日から 令和3年10月30日まで	午前10:00～午後8:00
東			
南			
西			
安佐南			
安佐北			
安芸			
佐伯			

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区　名	開票所施設名	所在地
中	市立広島みらい創生高等学校	広島市中区大手町四丁目４番４号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目１５番８号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町１番１８号
西	市立中広中学校体育館	広島市西区中広三丁目１番４１号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目１番１号
安佐北	市立広島中等教育学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目１４番１号
安　芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目１６番１号
佐　伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目４番１号

4　選挙人名簿等登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会（小選挙区）及び中央選挙管理委員会（比例代表）の定めるところにより、次のとおり行われた。

(1) 被登録資格の決定の基準となる日

令和３年10月18日

ただし、年齢については、選挙期日（10月31日）により算定

(2) 登録の日

令和３年10月18日

選挙区名	区　名	令和３年10月18日現在の登録者数		
		男（人）	女（人）	計（人）
＜選挙人名簿＋在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	53,113	62,111	115,224
	東	46,930	51,949	98,879
	南	57,577	60,738	118,315
	計	157,620	174,798	332,418
広島県第二区	西	74,851	81,040	155,891
	佐　伯	55,791	60,131	115,922
	計	130,642	141,171	271,813
広島県第三区	安佐南	95,088	101,377	196,465
	安佐北	57,070	62,894	119,964
	計	152,158	164,271	316,429
広島県第四区	安　芸	32,084	32,424	64,508
広島市　計		472,504	512,664	985,168
広島県　計		1,118,619	1,208,796	2,327,415
＜選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	53,072	62,045	115,117
	東	46,907	51,907	98,814
	南	57,532	60,673	118,205
	計	157,511	174,625	332,136
広島県第二区	西	74,804	80,953	155,757
	佐　伯	55,756	60,077	115,833
	計	130,560	141,030	271,590
広島県第三区	安佐南	95,048	101,332	196,380
	安佐北	57,035	62,844	119,879
	計	152,083	164,176	316,259
広島県第四区	安　芸	32,062	32,405	64,467
広島市　計		472,216	512,236	984,452
広島県　計		1,117,904	1,207,755	2,325,659
＜在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	41	66	107
	東	23	42	65
	南	45	65	110
	計	109	173	282
広島県第二区	西	47	87	134
	佐　伯	35	54	89
	計	82	141	223
広島県第三区	安佐南	40	45	85
	安佐北	35	50	85
	計	75	95	170
広島県第四区	安　芸	22	19	41
広島市　計		288	428	716
広島県　計		715	1,041	1,756

5　選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理者

①　衆議院議員総選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理者並びに選挙分会長及び同職務代理者は、次のとおりである。

小選挙区

選挙区名	選挙長	同職務代理者
広島県第一区	国政　道明	上平　毅
広島県第二区	国政　道明	上平　毅
広島県第三区	田邊　誠	上平　毅
広島県第四区	田邊　誠	上平　毅

比例代表

選挙区名	選挙分会長	同職務代理者
中国	国政　道明	上平　毅

②　最高裁判所裁判官国民審査

広島県選挙管理委員会において選任した審査分会長及び同職務代理者は、次のとおりである。

審査分会長	同職務代理者
田邊　誠	上平　毅

(2) 開票管理者及び同職務代理者

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区　名	開票管理者	同職務代理者
中	中村　信介	行廣　真明
東	佐々木　和宏	篠原　富子
南	今井　光	西本　和弘
西	原田　武彦	戸田　祐二

区　名	開票管理者	同職務代理者
安佐南	高岡　優	植竹　良子
安佐北	大本　和則	国重　俊彦
安　芸	栗井　良祐	長光　信治
佐　伯	久笠　信雄	佐々木　尚行

６　選挙事務関係者

開票事務には市・区職員が従事したが、投票事務については全事務従事者の38.729％を民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

区　分		投　票 管理者	同職務 代理者	投　票 立会人	投票事務従事者			
					市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	－	86	－	170	126	296
	東	21	－	81	－	134	139	273
	南	33	－	95	－	195	195	390
	西	37	－	128	－	294	151	445
	安佐南	40	－	119	－	293	233	526
	安佐北	60	－	172	3	269	290	562
	安　芸	18	－	43	－	132	60	192
	佐　伯	44	－	114	－	279	177	456
	市　計	276	－	838	3	1,766	1,371	3,140
期日前 投票所	中	14	－	26	22	68	18	108
	東	25	－	94	31	169	175	375
	南	14	－	26	22	69	12	103
	西	14	－	50	24	73	56	153
	安佐南	47	－	41	24	185	43	252
	安佐北	47	－	107	23	105	58	186
	安　芸	46	－	46	32	69	45	146
	佐　伯	28	－	55	30	151	－	181
	市　計	235	－	445	208	889	407	1,504
合　計	中	37	－	112	22	238	144	404
	東	46	－	175	31	303	314	648
	南	47	－	121	22	264	207	493
	西	51	－	178	24	367	207	598
	安佐南	87	－	160	24	478	276	778
	安佐北	107	－	279	26	374	348	748
	安　芸	64	－	89	32	201	105	338
	佐　伯	72	－	169	30	430	177	637
	市　計	511	－	1,283	211	2,655	1,778	4,644

(2) 開票事務関係者

区　名	開票管理者	開票立会人	開票事務従事者		
			市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	3	23	147	170
東	1	3	24	136	160
南	1	3	20	159	179
西	1	3	28	200	228
安佐南	1	3	26	220	246
安佐北	1	3	31	180	211
安　芸	1	3	31	91	122
佐　伯	1	3	23	171	194
市　計	8	24	206	1,304	1,510

7　選挙啓発事業

衆議院議員総選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票を呼びかけた。

（時期について特に明記していないものは公示日から実施）

種　別	事　　項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	①　立看板の掲出	公民館、勤労青少年ﾎｰﾑ、地域福祉ｾﾝﾀｰ、各区ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ等、各区民文化ｾﾝﾀｰ、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ、大学等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	②　期日前投票周知用立看板の掲出	区役所（12か所） 出張所（12か所） 10月20日(水)～10月31日(日)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③　大看板の掲出	中央公園、ＪＲ西広島駅前（２か所） 10月19日(火)～10月31日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。（通常は掲出するＪＲ広島駅南口は駅工事中のため中止）
	④　投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 10月29日(金)～10月31日(日)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑤　懸垂幕の掲出	市役所本庁舎広報塔、各区役所（9か所） 10月19日(火)～10月31日(日)	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥　のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑦　ポスターの掲出	アストラムライン駅、広電宮島線市域各駅等 10月22日(金)～10月31日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを掲出した。
街頭啓発等	①　街頭啓発の実施	ア　各区選管での街頭啓発	佐伯区で区選管及び区明推協合同で幟を持って街頭立ちした。
	②　宣伝車による巡回	・実施日 10月24日(日)、10月30日(土) 10月31日(日) ・宣伝車台数 中･東･南･西･安芸区 各1台 安佐南･安佐北･佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
広報活動等	①　市の広報番組での広報	10月20日(水)、10月26(火)、 10月29日(金)、10月30日(土)	市広報枠のラジオスポットで投票を呼びかけた。
	②　市選挙管理委員会ホームページでの広報	10月19日(火)～10月31日(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	③　市広報用Twitter、facebookでの広報	10月19日(火)～10月31日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	④　市広報紙での広報	該当なし	紙面掲載の期限に間に合わなかったため、未掲載

種　別	事　　項	時期・場所等	内容・その他
広報活動等	⑤　大型ディスプレイ（デジタルサイネージ）での広報	市役所本庁舎 10月19日(木)～10月29日(金)	選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツを登録し、周知を図った。
		民間施設のデジタルサイネージ 10月22日(金)～10月31日(日)	デジタルサイネージを保有する民間施設に対して、選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツの掲出を依頼した。
	⑥　区役所広告モニターでの広報	各区役所 10月19日(木)～10月29日(金)	各区役所１階に設置している広告モニターで、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
そ の 他	①　住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
	②　館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等 10月23日(土)～10月31日(日)	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。

住所異動者に対する周知用チラシ

10月31日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です!!

選挙人名簿に登録されている人で*最近住所をかえた方はご注意ください。*

投票日当日に広島市で投票できる人

次の①と②の要件を満たす人です。

① 平成１５年１１月１日までに生まれた人
（投票日に**満１８歳以上**）

② 令和３年１０月２７日現在、広島市に住所があり、引き続き３か月以上住んでいる日本国民
（令和３年７月２７日までに広島市の住民基本台帳に記録された人）
※ １０月２７日現在、広島市に住所がなくても３か月以上広島市の住民基本第台帳に記録されていた人は、広島市で投票できる場合がありますのでお問い合わせください。

【最近住所をかえた方の投票地】

・広島市内で転居した人（既に選挙人名簿に登録されている人）
10月６日以前に転居の届出をした人は、現在の住所地（転居後の住所地）
10月７日以降に転居の届出をした人は、旧住所地（転居前の住所地）

・市外から広島市に転入した人
7月27日までに転入の届出をした人は、広島市
7月28日以降に転入の届出をした人は、元の住所地（広島市外）

・広島市から市外へ転出した人
転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、登録されている住所地（広島市外）
広島市を転出後、他の市町村の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録されている人は、広島市

選挙のお知らせを「封書」でお届けします

世帯ごとにまとめて「封書」でお送りします。世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。

投票用紙の種類

	用紙の色	記載する事項
小選挙区	水色	候補者氏名
比例代表	ピンク色	政党名または政治団体名
国民審査	うぐいす色	やめさせたい人に×印

選挙公報

候補者や政党などの政見等を掲載した選挙公報を10月27日(水)の新聞朝刊（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

期日前投票

用事や仕事などで、10月31日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。

【期日前投票ができる期間及び時間】
10月20日(水)～10月30日(土)
午前8時半から午後8時まで（土・日曜日も含む）

【投票場所】
選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所（似島出張所を除く。）※ 連絡所ではできません。
（令和3年7月19日から7月27日までの間に広島市に転入の届出をした人は、広島市で期日前投票ができるのは10月27日からです。広島市に令和3年7月28日以降に転入の届出をした人は、元の住所地の市区町村選挙管理委員会でできます。）
※広島駅南口地下広場でも、10 月 28 日(木)～10 月 30 日(土)の午前 10 時～午後 8 時に、期日前投票ができます

【持っていくもの】
「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄に記入し、ご持参ください（届いているとき）**。なくした場合も投票できます。)**

他の市区町村での不在者投票

出張などで10月31日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。
「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)電子申請で請求することもできます。(公的個人認証による証明書の署名が必要です。)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は10月27日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。
① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

点字・代筆による投票

視覚に障害のある人は点字投票ができます。
また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名等を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

（お問合わせ先）市・区選挙管理委員会						
	市 ⇒	TEL504-2513	南 区 ⇒	TEL250-8934	安佐北区⇒	TEL819-3959
	中 区 ⇒	TEL504-2544	西 区 ⇒	TEL532-0925	安芸区 ⇒	TEL821-4903
	東 区 ⇒	TEL568-7703	安佐南区⇒	TEL831-4927	佐伯区 ⇒	TEL943-9753

市選挙管理委員会ホームページでの広報

１０月３１日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

１０月３１日（日）執行

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票時間　午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

★南区の似島集会所は**午前6時から午後6時まで**、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は**午前7時から午後6時まで**

1　投票日当日に広島市で投票できる人

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。

（1）日本国籍を持っている人

（2）平成15年11月1日までに生まれた人（投票日に満18歳以上）

（3）令和3年10月27日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人（令和3年7月27日までに住民基本台帳に記録された人）

１０月27日現在、広島市に住所がなくても、3ヶ月以上広島市の住民基本台帳に記録されていた人で、転出してから4カ月を経過していない人は、広島市で投票できる場合があるので、お問い合わせください。

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

●広島市内で転居した人（既に選挙人名簿に登録されている人）

10月6日以前に転居の届出をした人は、現在の住所地(転居後の住所地)

10月7日以降に転居の届出をした人は、旧住所地(転居前の住所地)

●市外から広島市内へ転入した人

7月27日までに転入の届出をした人は、広島市

7月28日以降に他の市区町村から転入の届出をした人は、元の住所地(広島市外)

●広島市から市外に転出した人

転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、登録されている住所地(広島市外)

広島市を転出後、他の市区町村の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録される人は、広島市

※転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、投票できません。

2　衆議院議員の選挙区

●候補者情報

以下のリンクから広島県選挙管理委員会ページをご覧ください。

第49回衆議院議員総選挙 候補者・名簿届出政党等情報 <外部リンク>

«小選挙区»

１選挙区から１人が選ばれます。広島市は第１区から第４区の４つの選挙区に分かれます。

選挙区	選挙区内の該当区域
第１区	中区・東区・南区

選挙区	選挙区内の該当区域
第２区	西区・佐伯区
第３区	安佐南区・安佐北区ほか
第４区	安芸区ほか

«比例代表の選挙区»

中国５県が１つの選挙区となり、１１人が選ばれます。

３　投票用紙の種類

◆投票用紙については次のとおりです。

選挙の種類	投票用紙の色	記載する事項
小選挙区	水色	候補者の氏名
比例代表	ピンク色	政党名または政治団体名
国民審査	うぐいす色	やめさせたい人に×

４　「選挙のお知らせ」

投票できる人に郵送する「選挙のお知らせ」は、世帯ごとの封書で順次お送りします。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っておりますので、投票するときにご持参ください。（下のイメージ図をご参照ください。）

「選挙のお知らせ」が届く前や、届いた後になくされたり、投票する際に持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

【イメージ図】

5　期日前投票

用事や仕事などで選挙期日当日、投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

◆日時

10月20日（水）から10月30日（土）の午前8時30分から午後8時まで（土・日曜日も投票できます。）

◆場所

住所地（選挙人名簿登録地）の区の区役所又は出張所（似島出張所を除く。）※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」（なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。）※印鑑は必要ありません。

順次お送りしますので、届いている場合は裏面の期日前投票宣誓書欄に記入しお持ちください。（「選挙のお知らせ」が届く前でも期日前投票はできます。）

※令和3年7月19日から7月27日までの間に広島市の住民基本台帳に記録され、かつ、平成15年11月1日までに生まれた人が、広島市で期日前投票ができるのは、10月27日（水）からです。

※10月29日（金）、10月30日（土）は、区役所又は出張所（似島出張所を除く。）の期日前投票所で

は、広島県知事選挙の期日前投票もできます。（広島駅南口地下広場の期日前投票所ではできません。）ただし、広島県知事選挙は、県外の市区町村に転出された方は投票できません。

期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表

6　不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における選挙期日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

○都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（入院・入所中の人に限られます。）

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会（出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合など）

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合は「不在者投票請求書・宣誓書 [PDFファイル／141KB]」を、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会 へ郵便等で送付又は持参してください。（ＦＡＸ、電子メールは不可）または、電子申請で請求してください。（ご利用には公的個人認証による証明書の電子署名が必要です。）

◆新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養している人で一定の要件に該当する人は在宅などで投票ができます（あらかじめ手続きが必要です。詳しくは、関連情報　**>>>**特例郵便等投票について（衆議院議員総選挙）をご覧ください。

7　重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は**10月27日（水）までに区選挙管理委員会に請求してください。**

詳しくは、関連情報　>>>体が不自由な人の投票は？　をご覧ください。

8　点字・代筆による投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の職員の代筆により投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

9　選挙公報

衆議院議員総選挙においては、候補者の氏名、政見、経歴等を掲載した選挙公報を、10月27日（水）の新聞朝刊（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも備え付けます。

10　前回の選挙（令和3年4月25日執行参議院広島県選出議員再選挙）と投票所が異なる投票区

次の投票区は投票所が参議院広島県選出議員再選挙の投票所と異なります。ご注意ください。

投票区・投票所一覧はこちらをご覧ください。　　投票所一覧 [PDFファイル／884KB]

区	投票区名	令和3年10月31日 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査		令和3年4月25日 参議院広島県選出議員再選挙
		投票所名	**住所**	投票所
南区	青崎	青崎保育園	南区向洋本町１－２２	青崎小学校体育館
南区	向洋	向洋大原会館	南区向洋大原町５－２７	向洋集会所
南区	仁保	仁保公民館	南区仁保新町一丁目８－６	仁保小学校体育館
南区	黄金山	北大河公園仮設投票所（黄金山集会所の南隣）	南区北大河町３１	黄金山小学校体育館
西区	大芝南	大芝小学校体育館	西区大芝一丁目２５－１８	大芝小学校１階図工室
西区	福島	西地域交流センター	西区福島町一丁目１９－１２	ふくしま保育園
西区	観音	観音公民館	西区観音本町二丁目１－７７	観音小学校体育館
東区	戸坂第四	戸坂小学校体育館	東区戸坂出江二丁目１－１	県立広島中央特別支援学校体育館

安芸区	中野第一	安芸区スポーツセンター	安芸区中野東二丁目３－１	ケアハウス安芸中野
安佐南区	八木第二	城山北中学校武道場	安佐南区八木五丁目３４－１	八木小学校体育館
安佐南区	安古市第一	東野小学校体育館	安佐南区東野一丁目７－１	東野公民館
安佐南区	沼田第六	伴東小学校体育館	安佐南区伴東七丁目１１－１	下伴集会所
安佐北区	三入第一	三入公民館２階研修室２	安佐北区三入五丁目１５－９	三入小学校体育館
安佐北区	安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	安佐北区安佐町大字飯室３０５２－１	安佐北区役所安佐出張所
佐伯区	第八	楽々園公民館	佐伯区楽々園五丁目８－３２	楽々園小学校体育館
佐伯区	第十九	五月が丘中学校体育館	佐伯区五月が丘二丁目２３－１	五月が丘小学校体育館
佐伯区	葛原	土井集会所	佐伯区湯来町大字葛原９０４－５	葛原集会所
佐伯区	和田	広島市湯来福祉会館	佐伯区湯来町大字和田３３３	下和田集会所

11　有権者のみなさまへ

- 投票所内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- 投票所に備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 各自で持参された筆記用具で投票ができます。(投票所でも筆記用具を用意しています。)
- 過去の選挙における期日前・当日の投票状況を掲載していますので、混雑回避の参考としてください。

⇒平成２９年衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前・当日の投票状況

期日前：「平成２９年衆議院小選挙区選出議員選挙における投票者数（期日前投票・投票日別）」

当日：「平成２９年衆議院小選挙区選出議員選挙における投票者数（選挙当日・時間別）」

投票所では、投票所職員のマスク着用、記載台の定期的な消毒など、新型コロナウイルスの感染防止対策を行っています。

選挙の投票所における新型コロナウイルス感染症の予防対策について動画で紹介しています。

<外部リンク>

12　お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先　市・区選挙管理委員会		
市 電話　504-2513 ファックス　504-2519	南区 電話　250-8934 ファックス　252-7179	安佐北区 電話　819-3959 ファックス 815-3906
中区 電話　504-2544 ファックス　541-3835	西区 電話　532-0925 ファックス　232-9783	安芸区 電話　821-4903 ファックス 822-8069
東区 電話　568-7703 ファックス　262-6986	安佐南区 電話　831-4927 ファックス　877-2299	佐伯区 電話　943-9753 ファックス 923-5098

13　啓発動画

広島県選挙管理委員会

<外部リンク>

総務省

<外部リンク>

関連情報

- 選挙管理委員会への問い合せは？
- 投票区・投票所一覧表
- 期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表

ダウンロード

- 指定病院等における不在者投票・各種様式

このページに関するお問合せ先

市選挙管理委員会 事務局 啓発課　広報担当

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel：082-504-2794　Fax：082-504-2069

shisenkan@city.hiroshima.lg.jp

〔選挙のお知らせ（封筒）〕　　市内居住者用

（封筒表面）

（封筒裏面）

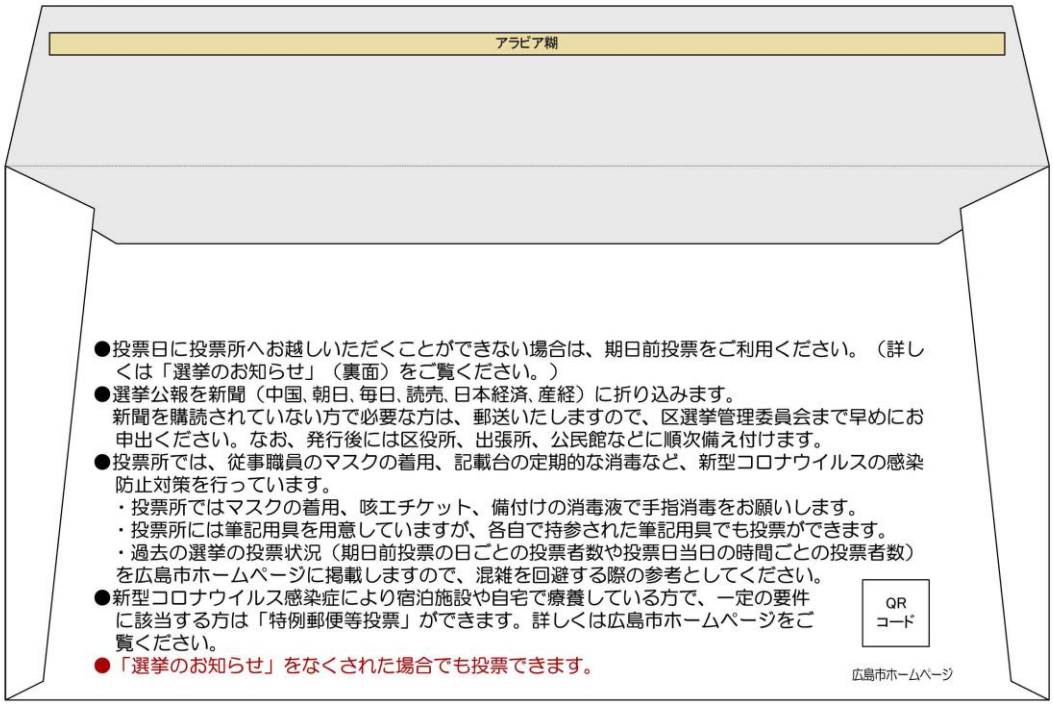

〔選挙のお知らせ〕　　市内居住者用

（表面）

選挙のお知らせ	衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日

投票所

お問い合わせは

選管使用欄
名簿対照
㊞
小選（　）
比例（　）
国審（　）

投票には

この「選挙のお知らせ」を投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも、投票することができます。）

投票所では、ご本人確認のため、誕生日のうち「月・日」をおたずねいたします。（生まれた年「○年」は必要ありません。）運転免許証等のご本人を確認できる書類を提示していただければ、誕生日はおたずねしません。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

区分	投票用紙の色	投票用紙への記入
小選挙区選挙	水　色	候補者の氏名
比例代表選挙	ピンク色	政党・政治団体の名称又は略称
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官の氏名の上の欄に×（２人以上に×をつけることもできます。）

（用事や仕事などで投票日に投票所へ来られない場合は、裏面をご覧ください。）

（裏）

（裏面）投票日に投票所へお越しいただく場合は、表面をご覧ください。

期日前投票のご案内（土曜日・日曜日もできます。）

用事や仕事などで投票日に表面に記載の投票所に来られない場合は、期日前投票をご利用ください。

■期間　１０月２０日（水）から１０月３０日（土）まで
■時間　期間中の午前８時３０分から午後８時まで
■場所　住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く。）　※　連絡所では、できません。
■持参するもの　この「選挙のお知らせ」

上記の他に「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。
期間　１０月２８日（木）から１０月３０日（土）まで
時間　期間中の午前１０時から午後８時まで
受付は区ごとの区画で行います。

以下の【期日前投票宣誓書】欄に記入し、期日前投票所へ持参してください。期日前投票宣誓書は、期日前投票所で記入していただくこともできます。この「選挙のお知らせ」を持参していただくと選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票することができます。）

期日前投票宣誓書　期日前投票をする場合のみ、赤枠の中にご記入ください。
（投票日に表面に記載の投票所で投票をする場合は記入不要です。）

ふりがな		令和　３年　　月　　日
氏　名		生年月日　明・大・昭・平　年　月　日
現住所	いずれかにチェックを入れてください。表面の住所と異なる場合は、住所地を記入してください。 □表面の住所に同じ。　□表面の住所と異なる。［　都道府県　市区町村　］	
選挙人名簿記載住所	上記の現住所と異なる場合のみ、記入してください。 広島市　　区	

私は、第４９回衆議院議員総選挙及び第２５回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。【次の１から５までのいずれかに○をつけてください。】

1. ア．仕事　イ．学業　ウ．地域行事の役員　エ．本人又は親族の冠婚葬祭　オ．その他（　　）に従事　※アからオまでのいずれかに○をつけてください。オの場合は、具体的に内容を記入してください。
2. 上記「１」以外の用事又は事故のため、　※ア又はイのいずれかに○をつけてください。　ア．当区以外　イ．当区内（投票区域外）に外出・旅行・滞在
3. 疾病、負傷、出産、身体の障害等のため歩行困難
4. 住所移転のため、当区以外に居住
5. 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

以上、真実であることを誓います。
（宛先）広島市＿＿＿＿区選挙管理委員会委員長

※右欄は、記入しないでください。	投票区	抄本番号	□代理投票（心身・他）□点字投票 □仮投票 □代理投票の仮投票	□入済	名簿対照 ㊞ □外□入済	整理番号 用紙交付 □小選 □比例 □国審 □入済
	該当事由 法第48条の2第１項 第１・２・３・５・６号	投票 令和　・　・				

不在者投票について

住所地の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所に来られない場合や期日前投票が利用できない場合は、投票用紙を請求のうえ、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。また、体が不自由な方や新型コロナウイルス感染症により療養している方は、在宅等で投票できる場合があります。早めにお手続きください。
詳しくは広島市ホームページをご覧いただくか、表面に記載の区選挙管理委員会にお問い合わせください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕　　転出者用

（表）

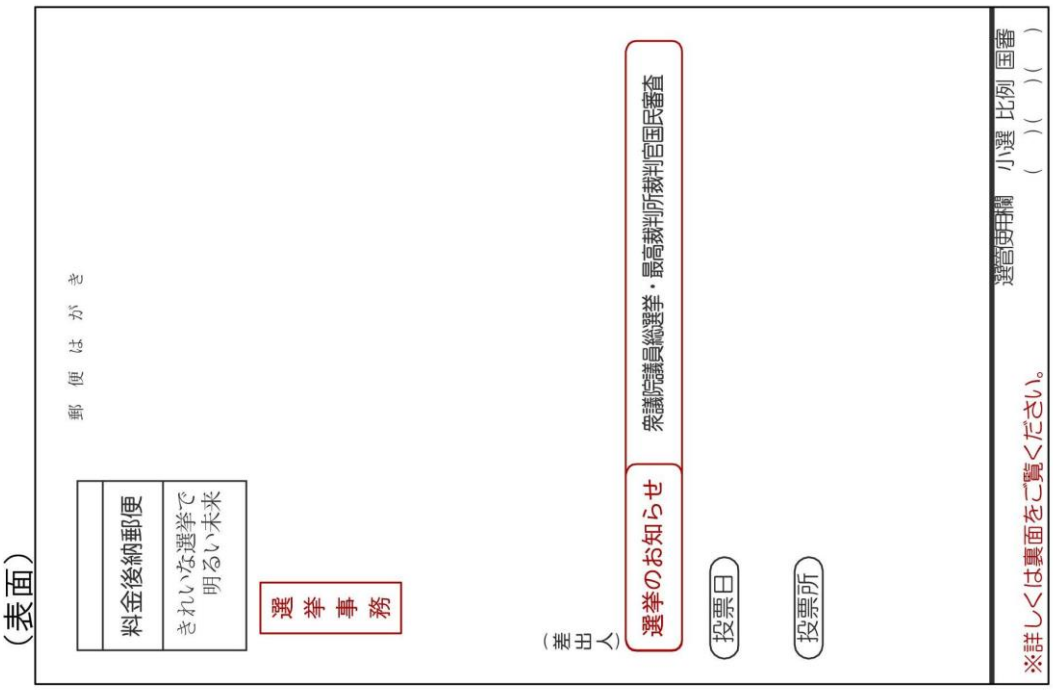

（裏）

（裏面）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表面に記載の投票所で投票することができます。ただし、現住所地の選挙人名簿に登録されている人は、広島市では投票することができません。

投票日に表面に記載の投票所に来られない場合は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

● 転出前の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く）で期日前投票をする場合

この「選挙のお知らせ」を持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。）
なお、「広島駅南口地下広場」で期日前投票ができます。日時については広島市ホームページをご覧ください。

● 現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする場合

(1) 右の請求書・宣誓書欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて、表面に記載の区選挙管理委員会に郵送してください（ファクス・電子メールは不可）。

(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

(3) 郵便のやりとりに日数を要しますので、請求は早めにしてください。

期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間
■公示日の翌日から投票日の前日まで
■期間中の午前８時３０分から午後８時まで
土曜日・日曜日・祝日もできます。
（広島市以外で不在者投票を行う場合は、時間や場所について各市区町村にお問い合わせください。）

不在者投票請求書・宣誓書

私は、第４９回衆議院議員総選挙及び第２５回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。

以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和３年　　月　　日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市区町村に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市　　区
ふりがな 氏名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日
電話	（　　）　　－